

オスロ市独自の感染拡大対策措置の緩和:第2段階の残りの規制緩和措置(5月21日現在)

●オスロ市は、オスロ市独自の感染拡大対策措置を5つの段階を踏んで緩和していくとしていましたが、5月5日に発表された第2段階の一部規制緩和に加え、5月21日、第2段階の残りの規制緩和措置を開始するとするプレスリリースを発出しました。その概要は以下のとおりです。

1 5月21日から適用される私的集会に関する措置

(1)依然として10人以上が個人宅に集まることを禁じるが、COVID-19 から「保護された者」はこの人数に数えられない。

(2)「保護された者」とは2度のワクチン接種を終えた者、1度目のワクチン接種から3週間が経過した者及び過去6か月以内に COVID-19 に感染した者を指す。

2 5月26日から適用される措置

(1)食品及びアルコールの提供

ア カフェ、パブ及びレストランの営業を再開する。

イ アルコールの提供は22時まで可とする。

(2)トレーニング及びスポーツ

ア ジム及びスイミングプールの営業を再開する。人数制限、社会的距離の要件及びグループトレーニングの禁止等の厳格な規制が適用される。

イ 20歳未満の児童・若者の屋内でのトレーニング及び余暇活動を再開する。また、20名までのグループを可とする。

ウ 20歳以上の成人は個人単位のみ屋内でのトレーニング及び余暇活動を行うことができる。

エ 屋外でのスポーツ及び余暇活動の人数制限を、20歳未満の児童・若者は20名から30名へ、20歳以上の成人は10名から20名へと変更する。

(3)文化及び余暇

ア 美術館、映画館、劇場、コンサートホール及びその他文化・エンターテインメント施設の営業を再開する。

イ 幼稚園及び学校(当館注:小学校、中学校及び高校)の生徒に対する美術及び文化的活動の体験を再開する。

ウ 1度に20名までの放課後の屋内余暇活動を可とする。

(4)公共スペースでのイベント

ア 固定された指定席のある会場での20名までの屋内イベントを可とする。これは公共スペースでの礼拝、結婚式、洗礼式及びその他の儀式等の私的な集会には適用されない。

イ 固定された指定席のある会場での50名までの屋外イベントを可とする。固定席のない場合には30名までの屋外イベントを可とする。

3 詳しくは、以下の5月21日付オスロ市プレスリリースをご参照ください。

<https://www.oslo.kommune.no/korona-1/byradet-fortsetter-en-gradvis-og-kontrollert-gjenapning-av-oslo-2>

また、オスロ市の規制緩和措置計画に係る詳細は、以下をご参照ください。

<https://www.oslo.kommune.no/koronavirus/rad-og-regler-i-oslo/byradets-plan-for-gradvis-gjenapning-av-oslo/>

4 全ての自治体は、地域の感染状況に基づいて規制措置と推奨措置を導入することができますとされています。在留邦人の皆様におかれましては、居住地を管轄する自治体の最新の推奨措置や規制措置に係わる情報を確認されることをお勧めいたします。

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電 話: (+47)2201-2900

メール: ryouji@os.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>